

災害時の歯科保健対策（各団体の取組）

1 岡山県歯科医師会

災害時における歯科保健対策・・・・・・・・・・ 2

岡山県歯科医師会における「災害時における歯科保健対策」の取組事例と今後の課題
・・・・・・・・・・ 4

2 岡山県歯科衛生士会

歯科衛生士の基本姿勢・行動手順・・・・・・・・・・ 6

「災害支援と歯科衛生士の役割」～災害支援活動を通じて伝えたいこと～（講演資料）
・・・・・・・・・・ 13

災害時における歯科保健対策

災害時における歯科保健対策は、被災者の健康維持・誤嚥性肺炎などの二次被害予防、生活の質（QOL）の確保を目的として行われます。主なポイントを体系的にまとめました。

災害時に起こりやすい歯科・口腔の問題

- ・ 歯ブラシ・水不足による口腔清掃不良
- ・ 義歯破損・紛失による咀嚼障害
- ・ 口腔乾燥（脱水・服薬・ストレス）
- ・ 高齢者・要介護者での誤嚥性肺炎のリスク増大
- ・ 歯痛・感染症の未治療化

1. 目的

- ・ 全身健康の維持（特に誤嚥性肺炎・感染症の予防）
- ・ 食べる・話す機能の確保
- ・ 慢性疾患・要配慮者の悪化防止
- ・ 長期避難生活における QOL の維持

2. 災害フェーズ別の対策

① 急性期（発災直後～数日）主眼：命を守る口腔ケア

- ・ うがい・歯みがきが困難な場合の簡易口腔清掃（ガーゼ・ウェットティッシュ等）
- ・ 口腔乾燥の防止（水分摂取、唾液腺マッサージ）
- ・ 義歯の紛失・破損への対応（保管指導、応急修理）
- ・ 口腔外傷・急性歯痛への応急歯科医療

② 亜急性期（数日～数週間）主眼：感染症・肺炎の予防

- ・ 歯ブラシや歯みがき剤の物資配布
- ・ 集団避難所での口腔ケア指導
- ・ 高齢者・要介護者への重点的口腔ケア
- ・ 管理栄養士・看護師との連携による食形態の調整

- ③ 慢性期（数週間～）主眼：生活機能の回復
- 継続的な歯科診療（義歯作製・調整、歯周病治療）
 - 口腔機能低下（オーラルフレイル）の予防
 - 仮設住宅・在宅避難者への訪問歯科保健指導
 - 地域歯科医療体制の再構築

3. 特に重要な対策

- 誤嚥性肺炎予防
 - 毎日の口腔清掃
 - 舌・粘膜のケア
 - 食前の口腔体操
- 要配慮者への対応
 - 高齢者、障害者、乳幼児、持病のある人
 - 義歯がないと食事が困難な人への優先対応
- 多職種連携
 - 医師・看護師・歯科衛生士・栄養士・介護職との協働
 - 保健所・自治体との情報共有

4. 平時からの備え（防災歯科保健）

- 災害用歯科保健マニュアルの整備
- 口腔ケア用品の備蓄
- 住民への防災口腔ケア教育
- 歯科医療支援チーム（DMAT、JDAT等）の体制整備

岡山県歯科医師会における「災害時における歯科保健対策」の取組事例と今後の課題

現段階における取組事例

《対外的な取り組み》

* 災害時の歯科医療救護活動協定の締結(平成 28 年8月)

岡山県歯科医師会は、災害時に歯科医療救護活動を迅速に行うため、県と協定を締結。大規模災害発生時には災害対策会議に出席し、避難所には岡山県歯科医師会歯科支援チームがアセスメントや口腔管理、応急処置や歯科治療を実施。

* 関連団体との連携強化(令和7年4月)

岡山県歯科衛生士会など 3 団体と協定を結び、災害時の歯科医療体制を強化。人員確保や医療器具の提供を通じて、避難所での迅速な対応を可能にしている。

《岡山県歯科医師会としての取り組み》

* 2011年東日本大震災

5月、宮城県警及び宮城県歯科医師会の要請を受けた日本歯科医師会の依頼により岡山県歯科医師会から身元確認の歯科医師として6名の先生方が派遣された。

6月、宮城県内の避難所及び老健施設などに歯科医療救護活動のため2チーム(1チーム:歯科医師2名、歯科衛生士2名)を編成し、歯科治療や口腔ケアなどを行った。

* 2018年西日本豪雨災害

発災2日後、岡山県歯科医師会執行部と、当時20支部の支部長を招集して災害対策会議を開催し本部を県歯に設置、避難所が開設された吉備、倉敷支部を中心に避難所支援を中心に災害対応を展開した。

* 2024年能登半島地震

初めて JDAT チームを岡山県から石川県へ派遣し、避難所生活での口腔環境悪化を防ぐため、現地の避難所でアセスメントを行い、口腔管理や口腔ケア、応急処置を提供した。避難所生活では免疫力も低下するため、高齢者では誤嚥性肺炎のリスク軽減や栄養状態の維持、改善を目指している。

* 相互の災害歯科支援チームの派遣

中四国地区で協議して他県での災害時にも歯科支援チームを派遣し、被災者の口腔管理や口腔ケアに取り組むことが決まっている。岡山県歯科医師会は香川県歯科医師会とパートナーシップ協定を締結しており発災時には協力し合うことになっている。

* JDAT、BCP 関連研修への参加

厚生労働省が毎年開催している JDAT 育成研修会に岡山県歯科医師会役員や事務局職員が参加し、災害時の歯科医療に関する研修を重ね、対応力の向上を図っている。本年から地区歯科医師会の主要メンバーに対しても研修会を開催して地区ごとの災害派遣に対する意識も高めている。

今後の課題

1. 情報共有と連携の強化

* 日頃からの行政との連携強化に関わることで、災害時における迅速な情報共有体制の構築が必要。一般の避難所の状況把握も大切だが、特に福祉避難所などの高リスクの避難者に対する情報収集と共有は発災直後から緊急性が高く課題といえる。

2. 人員と資源の確保

* 災害時に必要な人員や BCP も含めた器具の確保をさらに強化する必要がある。

3. 多職種連携の推進

* 大学病院の歯科勤務医や医師、看護師、栄養士など他職種との連携を強化し、発災直後からある程度長期にわたる包括的な支援体制を構築する必要がある。

4. 啓発活動の拡充

* 災害時の口腔ケアの重要性を広く周知するため、一般市民や避難者への啓発活動を強化する必要がある。

5. 被災地の歯科医療機関の復旧支援

* 西日本豪雨では岡山県は真備地区を中心に被災したが、局所災害で全国から多大な支援を受けて比較的早期に復旧を進めることができた。しかし南海トラフ大地震のような大規模災害においては被災地域は広大で、主要道路や都市部のインフラ復旧も含めると、他県からの支援も容易ではなく、いかに自前で避難者の口腔健康管理やケアを実施することが重要。本会では支援、避難物資の保管場所にも限界がある。

歯科衛生士の基本姿勢・行動手順

1 歯科衛生士としての基本姿勢

1) 基本的な心構え

- (1)自分自身の安全確保、健康管理には十分に注意する。
- (2)歯科保健活動を押し付けることなく、被災地への支援を第一に考え、謙虚な気持ちで支援する。
- (3)被災者に寄り添い、被災者の話や思いに耳を傾ける。
- (4)歯科衛生士として、また一人の支援者として自分の役割を認識し、周囲との協調性を持って連携体制のもとに活動をする。
- (5)チームの一員として、チームの方針をよく理解し、基本に基づいた柔軟な対応を心がける。
- (6)常に落ちついた態度で対応し、どのような場面においても記録を取ることを心がける。

2) 留意点

- (1)プライバシーへの配慮と、個人情報の取り扱いには十分に注意する。
- (2)保健、医療、福祉・介護等の関係者や行政及び関係機関等と連携して活動をする。
- (3)被災地は刻一刻と状況が変わっていることから、その状況に応じた活動を行うように心がける。
- (4)歯科以外の活動内容でも、被災地の状況を見極め、関係機関と連携し出来ることから始める。何が必要か、自ら気づき対応していくことも大切。
- (5)避難所や仮設住宅を巡回する場合は、必ず代表者等に身分を明らかにした上で、歯科保健活動を行うようにする。服装や腕章などで分かりやすくしておく。
- (6)安全を確保した上で、組織的な対応で行う。
- (7)被災者から歯科衛生士としての歯科保健活動以外のことを要求された場合などは必ず記録して、的確に代表者等に伝える。

日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2021」より引用

2 平時の備え

歯科衛生士の活動

(1) 平時の心構えと役割

災害の発生を完全に予測することは不可能です。職能団体として災害時の被害を最小化する「減災」の考えを基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、歯科衛生士一人一人が指針に即した行動が出来るように備える。

【岡山県歯科衛生士会】

- ① 本会役員、災害支援担当者、関係機関等の連絡の整備と確認
- ② 岡山県歯科衛生士会版「災害歯科保健活動」の整備・改定
- ③ 岡山県、岡山市歯科医師会との協議・調整
- ④ 支部との連携強化
- ⑤ 発災時の安否確認の整備
- ⑥ 通信機器の整備
- ⑦ 会員情報を含む本会の各種システムおよびデータのバックアップの整備
- ⑧ 岡山県歯科衛生士会災害歯科保健歯科衛生士の登録及び更新
- ⑨ 定期的な情報伝達、対策本部設置及び運営、災害支援等の訓練を実施
- ⑩ 災害歯科保健活動に必要な物品の確保と備蓄
- ⑪ 災害歯科保健活動に関する研修の実施
- ⑫ 岡山県の災害等応急対策等からの情報収集

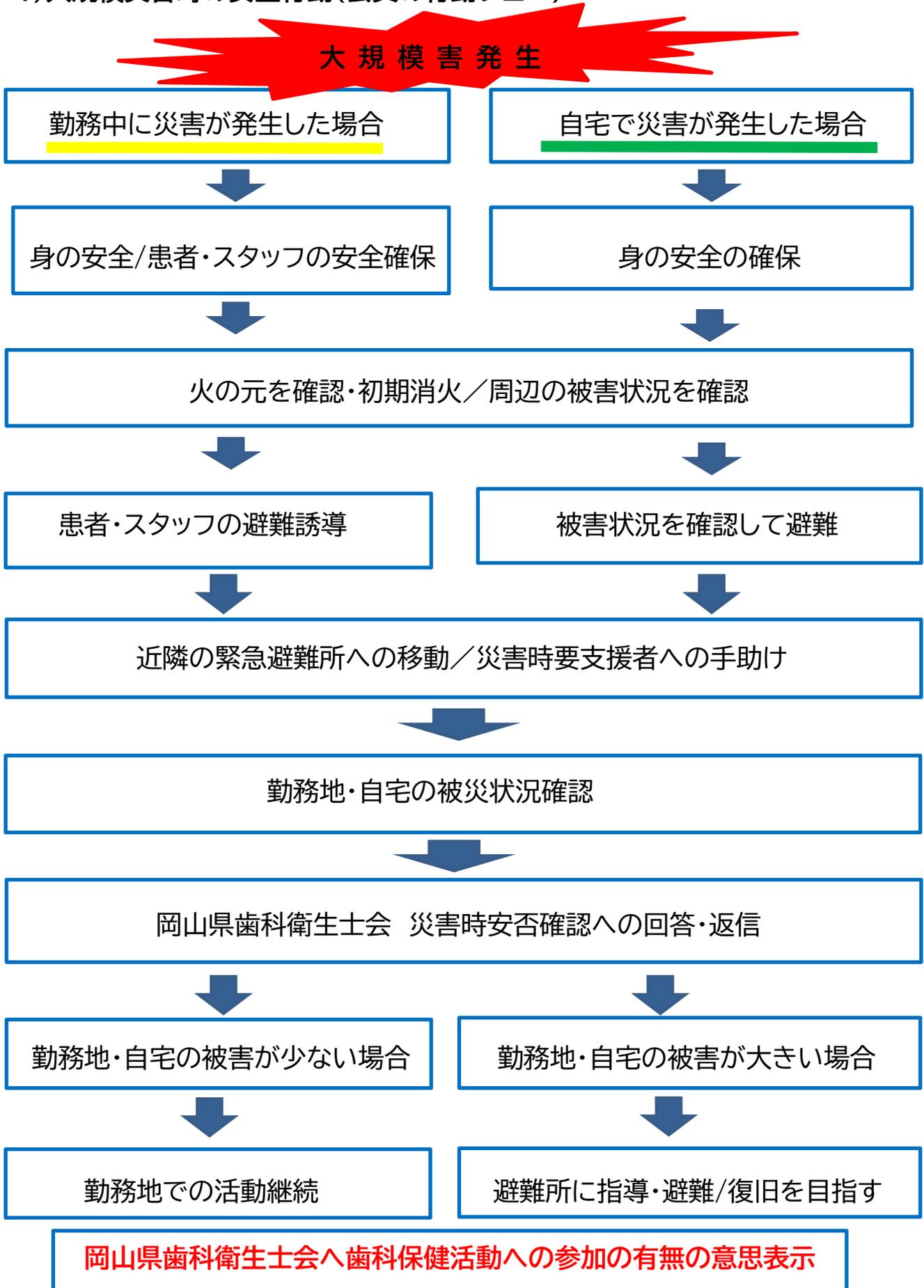
【会員】

- ① 安否確認など情報伝達方法の理解と確認
- ② 日本歯科衛生士会の災害歯科保健歯科衛生士に登録(年度ごと更新)
- ③ 災害歯科保健活動に関する研修会に参加し、役割を確認
- ④ 自治体を実施する防災訓練への参加
- ⑤ 避難場所や経路の確認
- ⑥ 非常持ち出し用品の準備、家族との安否確認方法の確認

※日本歯科衛生士会「歯科衛生士賠償責任保険」等への加入

3 災害発生時の行動手順(案)

1)大規模災害時の安全行動(会員の行動フロー)



2)行動前の準備

(1)災害時歯科保健活動の内容

- ① 歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士チームによる歯科救護活動 相談窓口の設置、緊急歯科治療の補助
- ② 地域歯科医療機関の情報収集や連絡調整
- ③ 医療、福祉・介護に係る多職種との連携
- ④ 避難所・仮設住宅等での歯科相談、口腔機能(食べる、話すなど)訓練、義歯清掃、管理方法の口腔衛生指導
- ⑤ 口腔ケア用品、支援物資等の配布、口腔衛生環境の整備
- ⑥ 福祉避難所・介護施設・障害者施設等における口腔健康管理(口腔ケアの介入等)
- ⑦ 保育所・幼稚園・学校等における歯科保健指導

(2)被災地の状況確認 災害歯科保健活動は、現地の情報を収集し、安全を確保した上で、できるだけ組織的な対応する。状況確認の方法として、行政機関、関係機関等への照会、被災地災害対策本部から日々発信される避難所や被災地の情報入手などがある。また、歯科保健活動チームの前任者から歯科保健活動を引き継ぐ際には、情報確認することもある。

(3)移動手段や生活の確保 被災地は、公共交通機関の破綻や、道路分断という事態も考えられるため、移動手段の確保も重要です。確認が必要。また、自分の食事や飲み物は各自用意する。また、自ら歯科保健活動を希望する場合には、個人的に被災地へ出向くのではなく、所属の岡山県歯科衛生士会等に必ず問い合わせをする。

(4)災害活動中の身分保障の確保、歯科衛生士として所属機関の一員として活動するのか、個人的な活動とするのかを明確に確認して活動する。災害時のボランティア活動を行う歯科衛生士は、様々な危険を想定して自分の身を守るため、安全保障として事前に個人として保険(ボランティア保険)に加入することを推奨する。

※日本歯科衛生士会「歯科衛生士賠償責任保険」等への加入

3) 歯科保健活動に伴う必要物品

被災地への支援では、歯科保健活動に必要な物品をできる限り持参し、現地ですぐに活動できるように準備することが必要。前任者から引き継ぐ場合は、事前に確認をする。

◇活動時の服装(参考)

- ① 歯科衛生士を表示した防災服や岡山県歯科衛生士会が準備するビブスを着用する。
※支援歯科衛生士であることが分かり、安全性も高いもの
- ② 靴は底の厚いもの、災害状況によっては安全靴や長靴などを履く。
- ③ 冬季は、特に保温に留意し、防寒服を着用する。
- ④ 雨天時は、フード付き雨合羽を着用する。
- ⑤ 所属の腕章・ゼッケンをつけ、また本人の名札を付ける。
- ⑥ 必要に応じてヘルメット・軍手を着用する。

◇携帯品

- ① 両手が使え、動作がしやすいようリュックサックに携帯品を入れる。
- ② 貴重品や筆記用具などは、ウエストポーチなどを活用する。

◇携帯品一覧(例) 活動用品

- ① 防災服(ジャケット)、所属の腕章(名札・ゼッケン)等、雨具(合羽)、折りたたみ傘、室内履き(スリッパ以外、ナースシューズ等)、懐中電灯、帽子、長靴、軍手、ヘルメット、冬季は防寒着
- ② 地図、記録用紙、筆記器具、クリップ、バインダー、活動資料
- ③ 予防衣(ディスポエプロン)、歯科保健指導用グッズ、口腔衛生用品、ゴム手袋、マスク(不織布)、タオル、ビニール袋(多めに)、ごみ袋、ウェットティッシュ、ペンライト、手指消毒薬
- ④ 災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル
- ⑤ 歯科保健指導用グッズ及び口腔ケアグッズ複数

◇個人物品

- ① 本人の身分証明書(運転免許証・歯科衛生士免許証 または日本歯科衛生士会会員証コピー等)
- ② 健康保険証、常備薬、手指消毒薬(携帯ウエルパス等)、携帯袋(リュック)、冬季はカイロ
- ③ 室内履き、着替え、宿泊セット、テレフォンカード、現金、小銭、水筒(水)、非常食、食品包装用ラップフィルム、携帯電話、充電器等



◇IT 機器等(必要時)

パソコン、プリンター、デジタルカメラ、CD・USB 等の記憶装置

4 被災地における歯科保健活動

1) 救護所・救護センター・指定避難所等に行ける歯科保健活動 被災した市町村は、現地医療機関だけでは対応困難とした場合、救護所を設置することになっている。また、救護所では対応できない場合、救護センターを設置する。

(1) 歯科支援 口腔ケア物資の支援と普及啓発(ポスター掲示・リーフレット配布等)

◆ポスター掲示・リーフレット(日衛)資料の使い方◆

掲載の啓発ポスターなど、災害時の支援及び歯科保健活動時に必要な場合は、

ダウンロードができます。日本歯科衛生士会 <http://www.jdha.or.jp>(2018 啓発ポスター)

- ① 救急歯科医療活動
- ② 避難所における巡回歯科医療活動
- ③ 避難所における巡回歯科相談
- ④ 施設における口腔ケアと歯科相談
- ⑤ 仮設住宅における歯科相談

(2) アセスメント

・情報収集 避難生活者の健康維持に影響する歯科口腔保健問題を概括的に把握し、現地災害対策本部(災害公衆衛生活動の歯科分野)に伝達して、支援調整に役立てる。

・施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票(集団・迅速)(災歯 2-1)

歯科や保健医療の専門家だけでなく、避難所の運営スタッフや支援者が用いて、評価する。

・歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票(個別・個人)(災歯 3-2)(レベル3)

支援者が避難所において、個別のニーズ調査を行う。

・歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票(個別・複数)(災歯 3-3)(レベル 3)

支援者が避難所・施設等において、集団で個別のニーズ調査を行う。

・歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括票(災歯 3-4)(レベル3)

歯科衛生士が避難所等において、個別に口腔健康管理や相談を行う。

・歯科保健指導 実施票(集団)(災歯 3-5)

歯科衛生士が避難所・施設等において、集団を対象に歯科保健相談・口腔健康管理・指導を行う。

※日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2021」より

重 要

※現地対策本部等からの指示調整に従い、救護所・避難所等の情報を得たうえで、歯科保健活動を行う。個人情報保護の確認。

※総括を担当する実情に詳しいコーディネーターを確保する。

※多職種との情報交換、情報伝達を引き継いで対応できる連携体制の整備が重要。

※歯科保健活動の記録及び避難所アセスメントは、日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2021」を活用する。

5 災害歯科保健活動報告書

1)本部や関連機関への報告用紙

・災歯 3-4 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括表(レベル3)

歯科衛生士が避難所等において、個別に口腔健康管理や相談を行う。

・災歯 3-7 歯科保健医療救護 報告書(災害時歯科共通対応記録)(レベル3)

※出務場所ごとの「災歯 2-1 施設・避難所等 歯科口腔保健 ラビッドアセスメント票」も提出

2)要請元および岡山県歯科衛生士会への報告

・災歯 4-1 災害歯科保健活動報告書【日報】

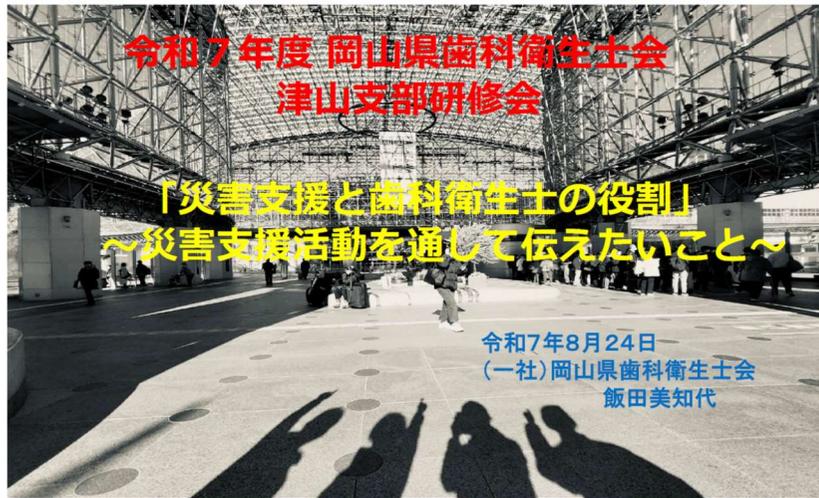
歯科衛生士活動報告

※1 日 1 枚チームごとに作成

※災歯 3-4 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括表

災歯 3-7 歯科保健医療救護 報告書も提出





1

災害歯科衛生士の登録者を中心にJDAT（災害歯科支援チーム）として災害支援活動に関わることができる



日本歯科衛生士会では年に1回災害歯科衛生士を養成研修会を開催している
都道府県下各20名ずつ

災害歯科保健歯科衛生士研修

《研修方法》

内容 オンライン研修

(eラーニング 全3時間)

プログラム：

【Chapter 1】災害保健医療支援

【Chapter 2】災害歯科保健医療支援の体制

【Chapter 3】災害歯科保健医療支援における連携

令和7年度分現在申込者受付中
ライン公式または岡山県歯科衛生士会
ホームページから確認ください！
しめ切り8/24

2

災害関連死

阪神淡路大震災では誤嚥性肺炎で亡くなる方がとても多かったから・・・

3

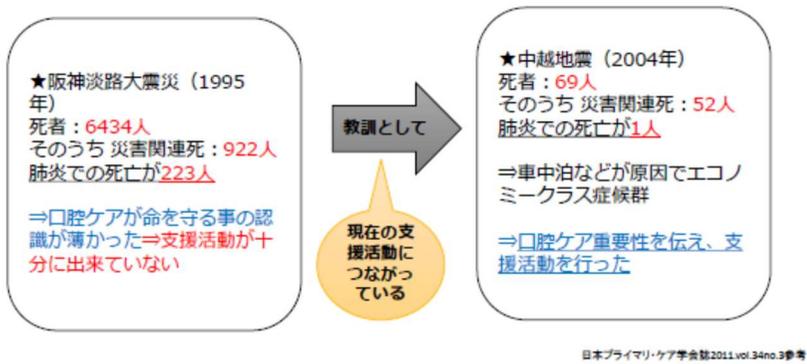
★阪神淡路大震災ではこんな状況でした！！

- ・1995年1月17日5時46分
義歯を持ち出すことが出来ず苦勞した人が多かったそうです
- ・水が無い、口腔ケア用品がない
→何日も歯磨きができなかったそうです
- ・食事も冷たく硬いものが多く高齢者にとっては食べにくかったそうです
- ・暖房もなく寒い毎日で体調を崩す方も多かったそうです

災害関連死にながってしまった！！

4

口腔ケアは災害時に命を守る事につながる



5



6

日本災害歯科支援チーム（JDAT）

JDAT: 2022年3月2日に創設

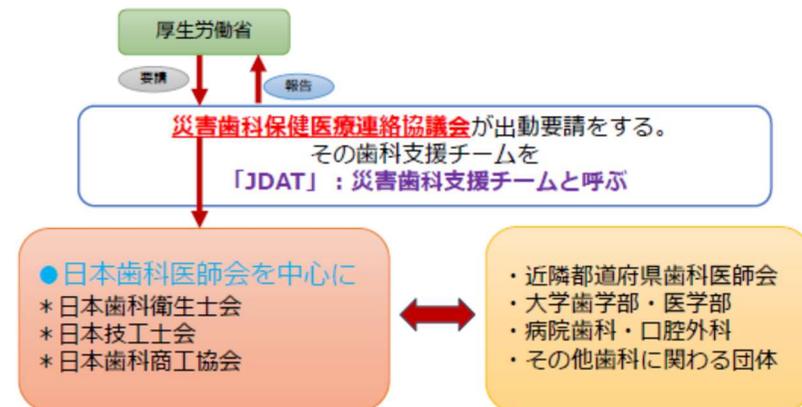
★目的・趣旨

JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）
災害発生後72時間以降に地域歯科保健専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所における口腔衛生を中心とした口腔衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている

メンバー：●歯科医師 ● 歯科衛生士 ● 歯科技工士 ● 事務職

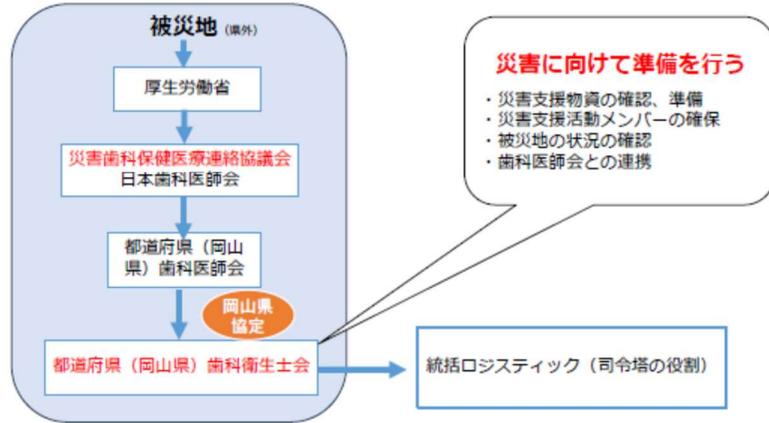
7

大規模災害が起きたとき災害歯科支援活動の派遣は・・・



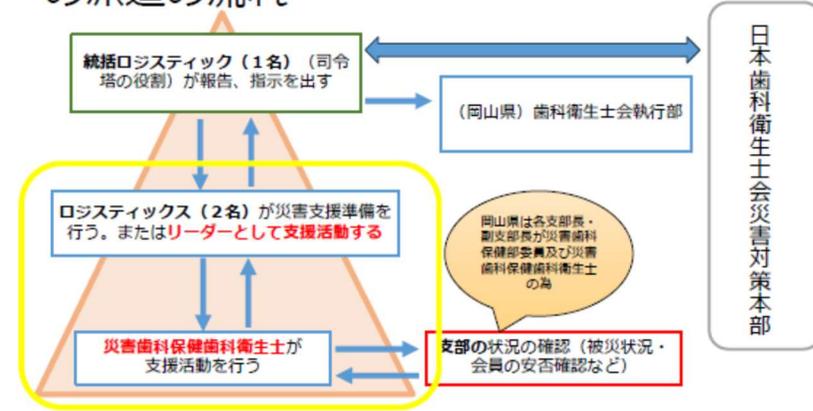
8

災害歯科保健歯科衛生士の派遣の流れ



9

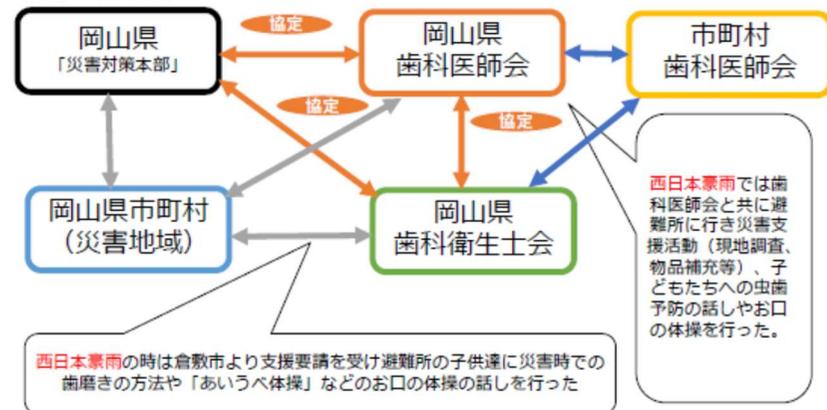
災害歯科保健歯科衛生士 (日本歯科衛生士会) の派遣の流れ



10

災害歯科保健歯科衛生士の派遣の流れ

(県内での災害)



11

◎岡山県歯科医師会と子どもたちへの 歯科健康教育・ブラッシング指導

呼吸器疾患の予防の為にも
口をしっかりと閉じて・・・
口呼吸 (お口のポカン口) にならないように口腔機能の向上の為の体操を・・・

避難所ではアイスクリームやジュースなどの支援品が多いので虫歯や歯肉炎のリスクが高くなる

仕上げ磨きが難しい状況があり、自分の歯は自分で守ろう!!

平成30年度 西日本豪雨での支援活動の様子から

12

西日本豪雨災害時の支援活動の様子

約1週間後より

◎避難所を巡回しての岡山県歯科医師会及び岡山県歯科衛生士会による口腔ケア・歯科相談



倉敷市保健所 健康づくり課提供

13



15

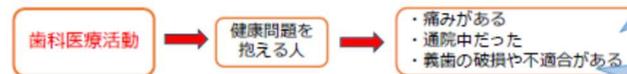
いつ起きるか、わからないのが災害です！！

★岡山県歯科衛生士会では、定期的に災害支援に向けた「災害バッグ」の整理を行っています。



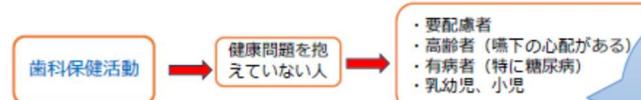
14

災害における歯科の役割



問題がある方を地域の歯科につなげる

災害活動の中で対応できることは行う



・歯みがき指導
・うがい指導
・嚥下体操
・おやつ指導

災害関連疾病を予防する為の健康支援活動を行うことが重要となる

16